

○農地の賃借料等情報の提供について

標準小作料制度の廃止に伴い、農地法第52条に基づき、地域の賃借料の参考となる情報を提供することになりました。平成29年1月から12月までに締結された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。

地域名	田(水稻)の部			畑(普通作)の部		
	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)	平均額(円)	最高額(円)	最低額(円)
大宮	9,500	15,000	2,000	2,700	10,000	2,000
山方	9,000	13,000	5,000	2,500	10,000	2,000
美和	6,000	7,000	5,000	1,300	4,000	1,000
緒川	5,500	10,000	2,000	1,900	2,400	1,500
御前山	7,000	10,000	3,000	5,000	5,000	2,000

※田の部について、水利費等の情報は把握していませんので、当事者間で話し合ってください。

※農地の賃借料は、農業委員会の賃借料情報を参考に貸し手と借り手の両方で十分協議のうえ、決定してください。

※使用貸借(無償)は含んでいません。

問 本庁 農業委員会事務局 ☎52-1111 内線211・212

市税等の納付は便利で安心な口座振替をご利用ください

市税等の納付については、便利で安心な口座振替のご利用をおすすめします。

この機会にぜひお手続きください。

○口座振替できる税金等

- ・固定資産税 ・軽自動車税 ・市・県民税(住民税) ・国民健康保険税 ・介護保険料
- ・後期高齢者医療保険料

○口座振替日

各税金等の納期限の日 ※基本的には月末ですが、12月は25日です。

また、振替日が土・日曜日、祝日に当たる場合は翌営業日に振替になります。

○口座振替開始日

原則、お申し込みをした月の翌月の納期分からです。

○口座振替の申込方法

次の金融機関の窓口でお申し込みください。

- ・常陽銀行 本店及び各支店 ・筑波銀行 本店及び各支店 ・茨城県信用組合 本店及び各支店
- ・東日本銀行 本店及び各支店 ・常陸農業協同組合 各支店 ・水戸信用金庫 本店及び各支店
- ・烏山信用金庫 本店及び各支店 ・中央労働金庫 本店及び各支店
- ・ゆうちょ銀行・郵便局

※口座振替依頼書(申込用紙)は、市内の金融機関及び市役所税務徴収課・各支所に備え付けてあります。

※市役所及び各支所では申し込みできません。金融機関にお申し込みください。

○申し込みの際に必要なもの

- ・通帳等口座番号がわかるもの ・通帳の届出印 ・納税通知書(納付書)

○報奨金制度について

固定資産税に限り、平成30年5月1日(火)の口座振替で全期分(1年分)を一括して納める場合は、年税額から前納報奨金の額を差し引いて納めることができます。希望される場合は、3月末日までに口座振替(全期前納)のお申し込みをしてください。

—税金は納期限内に納付しましょう—

問 本庁 税務徴収課 徴収推進室 ☎52-1111 内線238・237

山支 総合窓口・地域振興G ☎57-2121

美支 総合窓口・地域振興G ☎58-2111

緒支 総合窓口・地域振興G ☎56-2111

御支 総合窓口・地域振興G ☎55-2111